

セーフティネット保証認定手続きのご案内

中小企業信用保険法第2条第5項第1号から8号（セーフティネット保証）に規定する事由に該当する中小企業者は、足立区長の認定を受けることにより、東京信用保証協会の保証付き融資をお申し込みする際に「一般保証」とは別枠の「経営安定関連保証」の対象となり保証限度枠が拡大されます。

※ 第2・3・4号については、認定要件を掲載しておりますが、具体的に指定内容や期間が限定されるものです。事由が発生した時点で詳細を別途ご案内いたします。

認定申請受付窓口（問合せ先）

受付：産業経済部 企業経営支援課 相談・融資係

住所：足立区中央本町一丁目17番1号 南館4階

電話：03-3880-5486

認定を受けるには

認定には、足立区内で事業を営んでいることが前提となります。

- ・法人の場合は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所の所在地
- ・個人の場合は、事業活動の本拠地（主たる事業所の所在地）

※ なお、法人で、登記簿上の本店所在地が登記簿上のみで全く実態がないものであるときは、実質的な事業活動の主体がある事業所所在地の区市町村が申請先になります。詳しくは各保証協会にお問い合わせください。

認定書の有効期間

認定書は保証申込に際して、その都度、中小企業者が認定申請する必要があります。

※認定日から30日以内に保証協会へ申し込みをすることが必要です。

申請時に必要なもの（各号共通）

○認定申請書2枚（【内訳】申請者分、区控え分）

●法人…直近の決算書（控）一式、登記事項証明書（発行後3か月以内）、社判（ゴム印）

●個人…直近の確定申告書（控）一式、

○金融機関の方が代理申請の場合、委任状が必要となります。（委任状は任意様式でも申請可能。）

※ 認定申請書は円単位で記入。売上高減少率は小数点第1位まで記入し、小数点第2位以下は切り捨て。

※ その他、各号により定められた書類等があります。（下記案内の中でご確認ください）

※ 登記事項証明書について、原本の返却が必要な場合は、申請時にコピーも1部お持ちください。

第1号 再生手続き開始申立等関係

■認定要件 次のいずれかに該当すること

（1）申請の時点において、規定により経済産業大臣から1号の指定を受けた者（再生手続き開始申立等事業者）に対して（注）50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有していること。

（注）50万円以上の全ての債権額等の提示が必要です。

（2）申請の時点において、当該再生手続き開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、当該再生手続き開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

(注) (1)(2)ともに官報掲載日以降でなければ、認定をすることができません。

※ 直接取引のある中小企業者が認定の対象となります。手形の最終所持人などで直接取引が無い場合等は対象となりません。

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- (1)の場合…再生手続開始申立等事業者に対する債権額を証明できる資料（債権届出書、売掛台帳など、未収入金の状況が確認できる資料など）
- (2)の場合…債権届出書等に加え、直近6か月又は12か月※1の全体売上と再生手続開始申立等事業者との取引額が確認できる下記資料のいずれか
（決算書・確定申告書・試算表・売上台帳・売上入金通帳原本・請求書・税理士または会計士発行資料※2）

※1 直近6か月または12か月とは、申請日の前月または前々月を含む6か月または12か月を指す。（例：10月申請で6か月分資料の場合、4月～9月分または3月～8月分）

※2 税理士または会計士の記名押印、住所、記入日の記載が必要

第2号 事業活動の制限関係

■認定要件 次のいずれかに該当すること

- (1) 規定により経済産業大臣から2号の指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引規模の割合※1が20%以上であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上※2減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上※2減少することが見込まれること。
- (2) 指定事業者と間接的な取引の連鎖の関係にある場合において、申請者の総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上※2であるとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上※2減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上※2減少することが見込まれること。
- (3) 規定により経済産業大臣が指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上※2減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上※2減少することが見込まれること。

※1 取引規模の割合（依存度）は、事業者ベースでとらえますので、複数の業種を営んでいる中小企業者の場合にはすべての事業の売上高、仕入高等のなかで、20%以上※2であることが必要です。売上高等について申請時期によっては、実績を記入することもできます。

※2 平成14年3月から、10%以上に緩和中です。

- 2 指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っている申請者（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である者に限る。）が適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が

必要となっているもの。

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- 売上高等について…事業活動の制限を受けた後、「(1)は1か月間、(2)(3)は3か月間」（前年同期分も）の月別売上高等の確認できる下記資料のいずれか
（決算書・確定申告書・試算表・売上台帳・売上入金通帳原本・請求書・税理士または会計士発行資料※1）
- 取引規模について…(1)(2)の取引規模の確認は、最近6か月又は12か月※2の全体売上高と指定事業者との取引金額両方を証明できる下記資料のいずれか
（決算書・確定申告書・試算表・売上台帳・売上入金通帳原本・請求書・税理士または会計士発行資料※1）
- 2について……………残高証明書（借入金残高のある全ての金融機関分が必要です。）
※直近の月末時点での残高証明書が必要となります。

※1 税理士又は会計士の記名押印、住所、記入日の記載が必要

※2 直近6か月または12か月とは、申請日の前月または前々月を含む6か月または12か月を指す。（例：10月申請で6ヶ月分資料の場合、4月～9月分または3月～8月分）

第3号 地域・業種関係

■認定要件 次の各号に該当すること

- (1) 規定により、経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っていること。
- (2) 規定により、経済産業大臣の指定を受けた災害その他の突発的に発生した事由であって、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等（建設業にあっては完成工事高又は受注残高）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少していることが見込まれること。

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- 災害等の影響を受けた後、直近1か月間※1（前年同期分も）の月別売上高等と、その後2か月間の前年同期分の月別売上高等が確認できる下記資料のいずれか
（決算書・確定申告書・試算表・売上台帳・売上入金通帳原本・請求書・税理士または会計士発行資料※2）
- ※1 直近1か月とは、申請月の前月を指す。ただし、災害発生後のものに限る。
- ※2 税理士または会計士の記名押印、住所、記入日の記載が必要

第4号 地域関係

■認定要件 次の各号に該当すること

- (1) 規定により経済産業大臣から指定を受けた地域において、1年間以上継続して事業を行っていること。
- (2) 規定により、経済産業大臣から指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等（建設業にあっては完成工事高又は受注残高）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少していることが見込まれること。

※ 売上高等の確認期間についての例

①令和4年5月申請の場合

令和4年4月の実績及び同年5～6月の見込みと前年4月～6月の実績を比較または、
令和4年3月の実績及び同年4～5月の見込みと前年3月～5月の実績を比較
(4月の売上集計が完了していない場合のみ後者を選択)

②令和4年10月申請の場合

令和4年9月の実績及び同年10～11月の見込みと前年9月～11月の実績を比較または、
令和4年8月の実績及び同年9～10月の見込みと前年8月～10月の実績を比較
(9月の売上集計が完了していない場合のみ後者を選択)

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- 災害等の影響を受けた後、直近1か月間※1（前年同期分も）の月別売上高等と、その後2か月間の前年同期分の月別売上高等が確認できる資料のいずれか（決算書・確定申告書・試算表・売上台帳・売上入金通帳原本・注文書・税理士または会計士発行資料※2）

●『月別売上高』申告書 1枚

※1 直近1か月とは、申請月の前月または前々月を指す。ただし、災害発生後のものに限る。

※2 税理士または会計士の記名押印、住所、記入日の記載が必要

※第5号認定 認定申請者の類型により使用する申請書様式

通常 (最近3か月間)	単一事業者 (一つの中分類業に属する事業のみを行っている事業者)		企業全体 (単一事業)	イー①
	兼業者 (2以上の中分類に属する事業を行っている事業者)	全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる事業者	企業全体 (指定業種全体)	
		どの業種が主たる業種であるか確認でき、且つ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる事業者	主たる業種 及び 企業全体	イー②
		1以上の指定業種に属する事業を営んでいることを確認できる者	指定業種 (指定業種ごとまたは全体) 及び企業全体	イー③
認定基準緩和 (最近3か月間)	単一事業者 (一つの中分類業に属する事業のみを行っている事業者)		企業全体 (単一事業)	イー④
	兼業者 (2以上の中分類に属する事業を行っている事業者)	全て指定業種に属する事業を営んでいることが確認できる事業者	企業全体 (指定業種全体)	
		どの業種が主たる業種であるか確認でき、且つ当該主たる業種が指定業種であることを確認できる事業者	主たる業種 及び 企業全体	イー⑤

		1 以上の指定業種に属する事業を営んでいることを確認できる者	指定業種 (指定業種ごと または全体) 及び企業全体	イー⑥
--	--	--------------------------------	-------------------------------------	-----

第5号ー(イ) 業種関係(売上高等)

■認定要件(それぞれa・b両方に該当すること)

最新の日本標準産業分類及び5号指定業種は、中小企業庁 HP にてご確認ください。
最終ページ**参考**にアドレスを掲載。

1 (様式5号(イ)-①・④)

a 規定により経済産業大臣から5号の「**指定を受けた業種**」を営んでおり、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属すること。

※ 認定申請書の【表】には、営んでいる業種の**日本標準産業分類**の細分類業種名と細分類番号を全て記載すること。

※ 複数の指定業種を営んでいる場合は、最近1年間で最も売上高が大きい事業名を左上太枠内に記載すること。

b 最近3か月間の企業全体(単一事業者であればその事業の売上高等。複数指定業種を営んでいる場合はその全業種の売上高等の合計)の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

2 (様式5号(イ)-②・⑤)

a 規定により経済産業大臣から5号の「**指定を受けた業種**」を営んでおり、売上高等については、売上高等が最大である主たる業種が指定業種であって、主たる業種及び企業全体の売上高等の双方が認定基準を満たしていること。

※ 認定申請書【表】には営んでいる、主たる業種の日本標準産業分類の細分類業種名と細分類番号を記載すること。

b 主たる業種の最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。且つ、企業全体の売上高等の最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。

3 (様式5号(イ)-③・⑥)

a 複数の業種を営んでおり、その中で一つ(主たる業種かどうかを問わない)でも経済産業大臣から5号の「**指定を受けた業種**」を営んでいること。

※ 認定申請書【表】には、指定業種の属する日本標準産業分類の細分類業種名と細分類番号を記載すること。

※ 認定申請書【表】には、複数の指定業種を営んでいる場合、売上高の減少が把握できている指定業種のための記載でも可。(売上が増加していると把握できている業種があっても記載しなくても可。)

※ 複数の指定業種を営んでいる場合、細分類の業種ごとに売上高等が分けられない場合、売上高等を合算して記載することも可。(業種名は、まとめずに記載すること)

b 売上高等には、企業全体の最近3か月間の前年同月期の売上高等に対する、最近3か月の指定業種の売上高等が前年同期からの減少額の割合が5%以上であること。且つ、最近3か月の企業全体の売上高等が前年同期の企業全体の売上高比で5%以上減少していること。

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- …最近3か月間※1及び前年同期の売上高等を確認できる下記資料のいずれか
（試算表・確定申告書・決算書・売上台帳・売上入金通帳原本・請求書・税理士または会計士発行資料※2）
- ◎複数の指定業種を営んでいる場合、認定要件に併せて、主たる業種、指定業種（細分類業種）ごとまたは指定業種全体及び企業全体の売上高等の実績を提示することが必要です。
- …『月別売上高』申告書1枚
- ※1 直近3か月間とは、申請日の前月または前々月を含む3か月を指す。
（例：10月申請の場合は、7月から9月分または6月から8月分）
- ※2 税理士または会計士の記名押印、住所、記入日の記載が必要

第5号－（ロ）①・②・③ 業種関係（原油等の価格の影響）

■認定要件（a・b・c・d全てに該当すること）

1（様式5号（ロ）－①）

- a 規定により経済産業大臣から5号の「指定を受けた業種」を営んでおり、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属すること。
 - ※ 認定申請書の【表】には、営んでいる業種を日本標準産業分類の細分類業種名と細分類番号を全て記載すること。
 - ※ 複数の指定業種を営んでいる場合は、最近1年間で最も売上高が大きい事業名を左上太枠内に記載すること
- b 原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1ヶ月間の平均仕入単価が前年同期平均仕入単価より上昇率が20%以上であること。
- c 最新の売上原価に対応する原油等仕入価格が申込時点における最新の売上原価に占める割合（依存率）が 20%以上であること。
- d 製品等価格（「物の販売又は役務の提供等」の価格【加工賃を含む】）の引上げが著しく困難であること。→最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。（※認定申請書③製品価格への転嫁の状況欄 P>0 となっていること）

2（様式5号（ロ）－②）

- a 規定により経済産業大臣から5号の「指定を受けた業種」を営んでおり、売上高等が最大である 主たる業種が指定業種であって、主たる業種及び企業全体の売上高等の値の双方が認定基準に満たしていること。
 - ※ 認定申請書の【表】には、主たる業種の日本標準産業分類の細分類業種名と細分類番号を記載すること。
- b 原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1か月間の平均仕入単価がそれぞれの前年同期平均仕入単価より上昇率が20%以上であること。
 - ※ 主たる業種及び企業全体に係る平均仕入単価の双方が規準を満たしていること。
- c 最新の売上原価に対応する原油等仕入価格が申込時点における最新の売上原価に占める割合（依存率）が20%以上であること。
 - ※ 主たる業種及び企業全体に係る依存率の双方が規準を満たしていること。
- d 製品等価格（「物の販売又は役務の提供等」の価格【加工賃を含む】）の引上げが著しく困難であること。→最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。（※認定申請書③製品価格への転嫁の状況欄 P>0 となっていること）。
 - ※ 主たる業種及び企業全体に係る売上転嫁の状況の双方が規準を満たしていること。

3 (様式5号(口)－③)

- a 規定により国から5号の「指定を受けた業種」を営んでおり、兼業者であって、「指定業種」に属する事業を1つ以上（主たる業種かどうかを問わない）行っている中小企業者であること。
- ※ 認定申請書【表】には、営んでいる指定業種で、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない業種を日本標準産業分類の細分類業種名と細分類番号を記載すること。
- ※ 認定申請書【表】には、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない業種のための記載でも可。（製品等の価格に転嫁できていると把握できている業種があっても記載しなくても可。）
- ※ 複数の指定業種を営んでいる場合は、最近1年間で最も売上高が大きい事業名を左上太枠内に記載すること。
- ※ 複数の指定業種を営んでいる場合、細分類の業種毎に各値が分けられない場合、各値（売上高や仕入価格等それぞれ）を合算して記載することも可。
- b 指定業種に係る原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1か月間の平均仕入単価が前年同期平均仕入単価より上昇率が20%以上であること。
- c 指定業種に係る原油等仕入価格が申込時点における最新の売上原価に占める割合（依存率）が20%以上であること。
- d 製品等価格（「物の販売又は役務の提供等」の価格【加工賃を含む】）の引上げが著しく困難であること。→最近3か月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。（※認定申請書③－1. ③－2製品価格への転嫁の状況
欄 P>0となっていること）
- ※ 指定業種及び企業全体に係る売上転嫁の状況の双方が規準を満たしていること。

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- …bは、直近1か月分※1と前年同期の月合計の「仕入価格」及び「仕入数量」が証明できる下記資料のいずれか
（仕入伝票・納品書）
 - …cは、原油等仕入価格は「損益計算書」
売上原価は直近の「決算書」「確定申告書一式」但し、原価が確認できない場合は「元帳」
 - …dは、直近3か月※2及び前年同期の原油等の仕入価格、売上高が確認できる下記資料のいずれか（試算表・確定申告書・決算書・税理士または会計士発行資料※3）
 - …『 価格等 』申告書1枚
 - ◎複数の業種を営んでいる場合は、それぞれの業種及び企業全体の数値が分かる資料も必要となる場合があります。
- ※1 直近1か月間とは、申請日の前月または前々月を指す。
（例：10月申請場合は、9月分または8月分）
- ※2 直近3か月間とは、申請日の前月または前々月を含む3か月を指す。
（例：10月申請場合は、7月から9月分または6月から8月分）
- ※3 税理士または会計士の記名押印、住所、記入日の記載が必要。

第5号一（ハ）①・② 業種関係（利益率等）

■認定要件

1（様式5号（ハ）－①）

指定事業のみ（兼業含む）を行っており、中小企業者全体における最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

2（様式5号（ハ）－②）

指定事業と非指定事業を行っており、最近3か月における指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。

第6号 破綻金融機関等関係

■認定要件

規定により国から指定を受けた破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要であり、申請日より遡って1年以内に破綻金融機関と金融取引（借入、返済中の借入残高がある）を行っていること。

※ 手形の割引や日本政策金融公庫など政府系金融機関の代理貸付などは含まれません。

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- …破綻金融機関と金融取引が確認できる資料（契約証書または、残高証明書）

第7号 金融機関の調整

第7号【指定金融機関】は、中小企業庁 HP にてご確認ください。最終ページ[参考](#)にアドレスを掲載。

■認定要件 次の各号に該当すること

- ① 規定により国から7号の指定を受けた金融機関（以下、指定金融機関という。6か月単位で指定見直し。）と金融取引を行っており、指定金融機関からの借入金残高が※「金融機関」からの総借入残高に占める割合が10%以上であること。
 - ② 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
 - ③ 「金融機関」からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- ※ 「金融機関」の範囲… 日本政策金融公庫、保険会社等もここで言う「金融機関」に該当します。

■申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- …借入がある全金融機関の残高証明書（二期分）→直近及び前年同月期の残高の確認が必要。
決算書二期分では不可。

第8号 金融機関の貸付債権の譲渡

■認定要件 次の各号に該当すること

- ① （株）整理回収機構に対する貸付債権が譲渡（信託を含む。）されたことを確認できる書類（金融機関から送付された債権譲渡通知書等）を有していること。
- ② 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
- ③ 事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した※事業計画を作成し、その実行に努めていること。
- ④ （株）整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること。

※ 事業計画書について（様式は自由）

事業計画書の中に、事業再生の目標、今後の経営合理化に向けた取組み、債権の返済計画を記載すること。

■ 申請時に必要な書類等（法人・個人共通）

- …債権譲渡通知書等、借入がある全金融期間の残高証明書（直近分と前年同月分）、事業計画書

参 考

◇足立区のホームページ

各号の認定申請書等は、足立区のホームページから取得（ダウンロード）できます。

☆ セーフティーネット保証認定手続きのご案内

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/chusho/shigoto/chushokigyo/safetynet28.html>

◇中小企業庁のホームページ

1号・5号・7号認定リストなど詳細は、中小企業庁のホームページに掲載されています。

☆【セーフティーネット保証制度】

中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.html

☆【セーフティーネット5号認定】

- ・日本標準産業分類（平成25年10月改定版）
- ・セーフティーネット保証5号の指定業種

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html

◇東京信用保証協会のホームページ

<https://www.cgc-tokyo.or.jp/index.html>